

令和7年度 中野小学校 いじめ防止基本方針

学校目標:かしこく やさしく たくましく

知・徳・体のバランスのとれた人間性豊かな児童の育成と
未来を切り拓く力の基礎づくり

いじめ防止等の取り組みの基本的な考え方

「いじめは絶対に許されない」「いじめられてよい理由など一切ありえない」

- ・すべての児童が、いじめを許さず、自他ともに尊重しながら、人間関係を築くことができるようにするとともに、安心して学習やその他の活動に取り組むことができるようにする。
- ・児童の自己肯定感を高めることができる場を創造することに努める。
- ・児童を大勢の大人の目で見守るとともに、児童や保護者が相談しやすい環境を整え、早期発見・早期対応に努める。
- ・いじめが起きた時は、いじめられた児童の心身の安全を第一に、児童の気持ちに寄り添い、学校、地域、家庭、その他の関係者が連携して支援・指導を継続し、いじめ問題を乗り越えることを目指す。

未然防止

① 学級担任等:

- ・日常的にいじめの問題について触れ、「いじめは人間として絶対に許されない」との雰囲気を学級全体に醸成する。
- ・一人一人を大切にしたいわかりやすい授業づくりを進める。
- ・「隠れたカリキュラム」を常に意識し、教師の認識や言動を磨く。

② 生徒指導担当:いじめに関する情報を研修や職員会議で提供し、教職員間の共通理解を図る。

③ 養護教諭:保健室を訪れる児童の言動から察知できる子ども同士の人間関係について気づいた点を関係の職員に伝える。

④「組織」:いじめ問題に関する情報を共有したり、児童の様子から気になることを連絡し合ったりする。

⑤その他:

- ・児童会などの活動を通して、児童の主体的な取り組みを促す。
- ・保護者とも、いじめ問題に関する話題を普段から共有できるようにする。

早期発見

- ・ささいな兆候であっても、いじめの疑いがある行為は、すぐに学年内等で情報を共有する。

① 学級担任等

- ・児童の表情を観察したり、声がけをしたり、共に過ごす時間を確保する。
- ・日記等を通した対話による児童の気持ちの変化を把握する。
- ・学級内で悲しい思いをしている友だちや、避けたり無視したりしている友だちがいたら、学級担任等に知らせていく。
- ・学年会等での情報交換。

② 相談体制の充実

- ・相談できる窓口を設置して、機能させる。
- ・気軽に相談できるように、相談者の意向を尊重する。
- ・スクールカウンセラーを活用する。
- ・教育相談等の時間を確保する。
- ・「いじめアンケート」や「Q Uアンケート」を通して、児童の心や集団の状況を把握する。

いじめが起きた時の対応

- ・いじめを発見した時は、その場でその行為を止める。

① 情報収集

- ・教職員、児童、保護者、地域住民などから情報を集める。

② 指導・支援体制

- ・学級担任、生徒指導担当、学年教職員、養護教諭、スクールカウンセラーキーパーソンなどで役割を分担する。
※児童への対応、保護者への対応、教育委員会等関係機関と連携する。

③児童への支援・指導を行う

- ・いじめられた児童にとって信頼できる人と連携し、寄り添い支える体制をつくる。
- ・いじめた児童には人格を傷つける行為であることを理解させ、自らの行為の責任を自覚させるとともに、不満やストレスをいじめに向けない力を育む。
- ・いじめを見ていた児童には、自分の問題として捉えさせ、自分ができることを実行できるようにする。

③保護者へ対応、連携

- ・つながりのある教職員を中心に即日、関係児童の家庭訪問等を行い、事実関係を伝えるとともに、今後の学校との連携方法について話し合う。

参考

○H25,9/28「いじめ防止対策推進法」施行。10/11「いじめ防止等のための基本的な方針」策定。その中で、「いじめ防止基本方針の策定」、「いじめの防止等のための組織の設置」等の学校の取り組みが規定された。

○「学校は、当該学校におけるいじめの防止等に関する措置を実効的に行うため、当該学校の複数の教職員、心理、福祉等に関する専門的な知識を有する者その他の関係者により構成されるいじめの防止等の対策のための組織を置くものとする（第22条）」

中野小学校 いじめの防止等に対する組織

いじめ発見からの動き

